



宿泊税の特別徴収義務者のみなさま

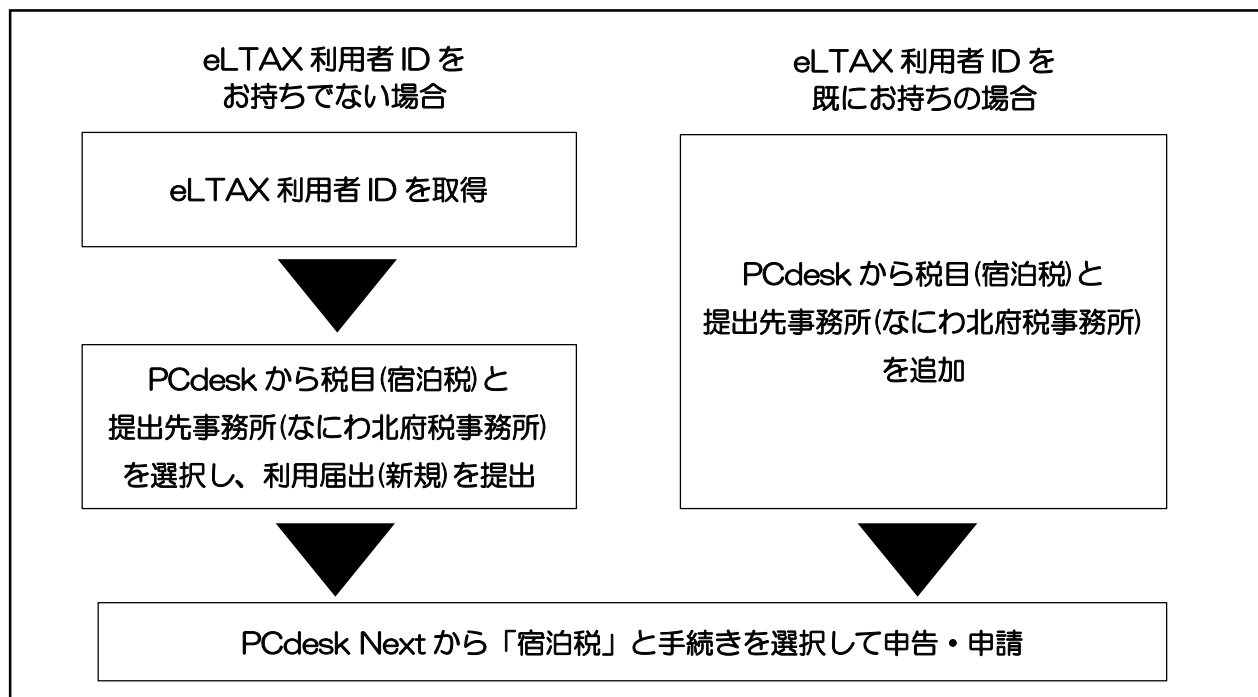
宿泊税の納入申告・その他手続きは eLTAX から
電子申告・申請を行うことができます！

令和5年 10 月 16 日から宿泊税に関する申告や申請について、eLTAX(エルタックス)を利用して電子申告・申請を行うことができるようになりました。

これまで窓口への持参や郵送で申告・申請していた手続きの一部を、パソコン等から行うことができます。

※電子申告・申請が可能な手続一覧は裏面を参照

◆電子申告・申請の利用手順



◆電子納入について

eLTAX を利用して電子申告を行った場合、電子納付・納入を行うことができます。

電子申告したデータを利用して電子納付・納入を行う場合、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト方式のいずれかを選択して納付・納入することができます。

選択する納付・納入方法によってサービス時間等が異なりますので、詳しくは eLTAX のホームページをご覧ください。

電子申告・申請や電子納入に関する詳しい情報や、
操作方法などは右の QR コードから各 HP にアクセス
してご確認ください。

eLTAXホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp>



電子申告・納付特設ページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>



◆電子申告・申請が可能な手続き

手続名	手続概要
申告納入	毎月の宿泊数や宿泊税額を申告する場合の手続
特別徴収義務者登録申請	新しく宿泊施設の経営を開始し、特別徴収義務者としての登録を行う場合の手続
実質的経営者である旨の申立	宿泊税の徴収に対して便宜を有する者(実質的経営者)として特別徴収義務者の指定を受けようとする場合の手続
登録事項変更申請	特別徴収義務者としての登録事項を変更する場合の手続
経営廃止・休止・再開申告	宿泊施設の経営を廃止、休止、若しくは再開する場合の手続
特別徴収義務者証の紛失・再発行申請	特別徴収義務者証を紛失した場合、また、再発行を依頼する場合の手続
申告納期限の特例適用者指定申請	納入申告書の提出期限及び納期限を3か月に一度にする特例の適用を受ける場合や取りやめる場合の手続
課税免除施設指定申請	外国大使等に対する宿泊税の課税免除施設として承認を受ける場合の手続
納入義務免除(納付)申請	宿泊者から宿泊税を受け取ることができなかったことについて正当な理由がある場合などに、納入義務の免除を申請する場合の手続
徴収奨励金口座振替の申出	特別徴収義務者徴収奨励金を振り込む口座を指定する場合の手続
更正の請求	計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告したときで、更正の請求をする場合の手続
書類提出期限延長・納期限延長申請	災害その他やむを得ない理由により申告・申請等や納入を期限内に行えない場合に申告書類等の提出期限を延長するための手続
納税管理人申告	納税管理人を指定、若しくは取りやめる場合の手続

ご不明点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

◆宿泊税に関するお問い合わせ先

なにわ北府税事務所 宿泊諸税課

電話番号：06-6362-8611 (代表)

FAX 番号：06-6362-8645



©2014 大阪府もずやん